○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年近畿地方整備局告示第百三十五号那賀都市計画道路事業三・六・六号栄町線

三　事業施行期間　自平成十六年九月十七日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局福山河川国道事務所及び広島国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日　　中国地方整備局長　福田　功

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　二号　広島市安芸区瀬野川町小浦地先から東広島市西条町御園宇地先まで、同市西条町上三永地先から三原市沼田町地先まで及び同市糸崎町から尾道市吉和町まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ふれあいチャンネル代表取締役社長　山本　治朗

住　所　広島県広島市中区土橋町六丁目三三

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道2号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十二年十二月十日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小城市三日月町長神田字五十二坪二四四八番二から同市三日月町樋口字江利一九三〇番三一まで	前	八・五七～一六・七七メートル	〇・三五四キロメートル
	後	九・〇〇～四〇・四五メートル	〇・三五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月二十一日　　北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

住宅アイアンドアイサービス株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	髙橋　敏治

(2)　変更年月日

平成二十三年一月四日

○北海道開発局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日　　北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗一二〇番六から同町大字美国町字大沢一〇一五番二まで	前	二三・二〇～五五・五〇メートル	〇・九七一キロメートル
	後	二三・五〇～六〇・八〇メートル	〇・九七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石狩市浜益区床丹三九二番地先から同市浜益区床丹五〇番一地先まで	前	二四・七六～二八・三〇メートル	〇・〇五〇キロメートル
	後	二四・八七～六一・四五メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部